



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 残業80時間で立入検査実施へ

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. H28年度税制改正 法人税

### NEWS1. 残業80時間で立入検査実施へ

政府は長時間労働に歯止めをかけるため企業への指導を強めます。1か月の残業が100時間に達した場合に行う労働基準監督署の立ち入り検査について、基準を80時間まで引き下げる方針です。

今回の指導強化の背景には、政府が目指す「一億総活躍社会」の実現のため、子育て中の女性のように働ける時間に制約があったり、高齢者のように短い時間でも働くことを可能にする環境整備のためです。

長時間労働と精神疾患や脳・心臓疾患の関連性は非常に高いとされています。

精神疾患に関しては発症直前の連続した2か月間に、1か月あたり約120時間以上または、発症直前の連続した3か月間に、1か月あたり約100時間以上の長時間労働があると労災認定の心理負荷が強になるとされています。

脳・心臓疾患については、発症前1か月に概ね100時間を超える場合、または発症2か月ないし6か月間に渡って1か月あたり概ね80時間を超える場合は、業務と発症との関連性が強いと判断されます。

全国の常勤労働者は約5000万人いますが、そのうち80時間以上の残業をしている人は約300万人とされており、今回の基準引き下げは会社の規模に関わらず中小零細企業も対象となります。

政府は法改正までは目指していないようですが、どこまで踏み込んだものになるのか注目です。規制強化でかえってサービス残業が増えるようでは本末転倒です。

### NEWS2. (書籍の紹介)

精神科医が教える **覚えられない記憶術** 榊沢 紫苑

(内容紹介)

インターネット、検索全盛期の今の時代、従来型の「暗記力」「記憶力」は、試験を受ける人は別として、普段のビジネスマンの仕事においては必要ないと著者はいいます。それよりも、どこにどんな情報があるのかを早く引き出し、活用することのほうが重要です。本書では、精神科医でもあり、SNSの超プロでもある著者が、これからのインターネットの時代に対応した「全く新しい記憶活用術」をお伝えしていきます。

暗記不要、努力も不要、「覚えられない」でいつの間にか記憶に残る。

そんな「覚えられない記憶術」を本書で身につけてみませんか？



### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480

0563-57-7850

## Question

平成28年度税制改正の法人税引き下げについて、今月から適用されるものについて教えてください。

## Answer

平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税が引き下げられます。また法人事業税における外形標準課税が平成27年度税制改正に引き続き拡充される一方で、所得割の税率が引き下げられ、地方法人特別税の税率が引き上げられます。



## 【解説】

## 1. 法人実効税率の引き下げ

法人及び所得の区分		現行		改正案(平成28年度)	
		法人税率	法人実効税率	法人税率	法人実効税率
中小法人 一般社団法人等及び 人格のない社団等	年400万円以下の金額	15%	21.42%	15%	21.42%
	年400万円超 年800万円以下の金額		23.20%		23.20%
	年800万円超の金額	23.9%	34.33%	23.4%	33.80%
中小法人以外の普通法人		23.9%	32.11%	23.4%	29.97%

- ・中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)をいいます。
- ・法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算しています。
- ・法人実効税率算定上の法人事業税及び法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人については軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算しています。
- ・法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算しています。

## 2. 外形標準課税の拡充

		現行		改正案
		平成27年4月1日以後に 開始する事業年度	平成28年4月1日以後に 開始する事業年度	平成28年4月1日以後 に開始する事業年度
付加価値割		0.72%	0.96%	1.2%
資本割		0.3%	0.4%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	1.9% (0.3%)
	年400万円超 年800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	2.7% (0.5%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	3.6% (0.7%)
地方法人特別税		93.5%	152.6%	414.2%

- ・所得割の税率下段カッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率が標準税率の2倍(改正前:1.2倍)に引き上げられます。
- ・3以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業をおこなう法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

## 参考資料等

平成28年度税制改正大綱

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480

0563-57-7850